

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）抜粋

第2章 成長力の強化

3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかにされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自らの希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

【改革のポイント】

1. 働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」（仮称。以下、「憲章」という。）及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称。以下、「行動指針」という。）を策定する。
2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

【具体的手段】

（1）「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」（以下、「専門調査会」という。）、男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言³¹等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成19年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進ちょく状況について報告を受け、議論を行う。

- ・就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ・経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

³¹ 経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会第1次報告」（平成19年4月6日）
男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会中間報告」（平成19年5月24日）
『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議中間報告」（平成19年6月1日）